

# 資金繰りに お悩みの皆様へ

## 資金繰り支援のご案内 (本年7月からの支援メニュー)

コロナに焦点を当てた支援策は6月末で終了する一方、

- ① 経営改善・再生支援を継続・強化し、
- ② 資材費等の価格高騰の影響を受ける事業者に対する支援も継続します。

### ① 経営改善・再生支援の継続・強化

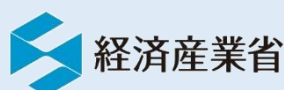
- ✓ コロナ資本性劣後ローンを本年12月末まで実施。
- ✓ コロナ経営改善サポート保証を本年12月末まで実施。

### ② 価格高騰の影響を受ける事業者に対する支援の継続

- ✓ セーフティネット貸付の金利引下げ措置を本年12月末まで実施。

- \* 石川県内の災害救助法適用地域では、コロナ借換保証を継続。
- \* 小規模事業者向けには、「小口零細企業保証」(100%保証)を引き続き継続。
- \* 日本公庫による低利・無担保融資を本年12月末まで実施。

詳しくは裏面



チラシのダウンロードはこちら↑

# ① 経営改善・再生支援の継続・強化

## 日本公庫によるコロナ資本性劣後ローン

- \* 概要：資産査定上「資本」とみなされ、民間金融機関の支援を促進する融資制度
- \* 対象者：コロナの影響により、キャッシュフローが不足する企業や、一時的に財務状況が悪化したため企業再建等に取り組む企業
- \* 制度詳細：融資上限（中小事業）15億円、（国民事業）7,200万円  
融資後3年は利率0.5%、3年経過後は業績に応じて2区分の利率が適用  
（注）黒字額が小さい事業者の金利負担を軽減する運用緩和措置を実施中

## コロナ経営改善サポート保証

- \* 概要：中小企業活性化協議会の支援や経営改善計画策定支援事業（405事業）等で策定した計画の実行に必要な資金を、保証付融資で支援する制度
- \* 制度詳細：保証上限2.8億円・保証料0.2%・据置期間最大5年  
100%保証の融資は100%保証で借換え可能

## 早期経営改善計画策定支援事業

### （ポストコロナ持続的発展計画事業、いわゆるポストコロナ事業）

- \* 概要：国が認定した専門家の支援を受け、資金計画やビジネスモデル俯瞰図、アクションプランなどの経営改善計画を策定する場合、専門家への支払い費用の2/3を補助  
（注）税理士や中小企業診断士等だけでなく、民間金融機関による計画策定支援についても、一定の条件で本事業の対象としています

# ② 価格高騰の影響を受ける事業者に対する支援の継続

## 日本公庫によるセーフティネット貸付の金利引下げ措置

- \* 概要：基準金利から0.4%引き下げた融資制度
- \* 対象者：ウクライナ情勢・原油価格上昇の影響で、利益率が減少した者
- \* 制度詳細：融資上限（中小事業）7億2千万円、（国民事業）4,800万円
- \* 貸付期間：設備資金15年以内、運転資金8年以内、据置期間最大3年

## 小口零細企業保証

- \* 概要：小規模事業者従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の事業者等を対象とした、100%の保証が可能な制度
- \* 制度詳細：保証上限2,000万円（既存の保証付融資と合計で2,000万円の範囲内）  
100%保証の融資は100%保証で借換えが可能

## 日本公庫による低利・無担保融資

- \* 対象者：コロナの影響で、売上が5%以上減少している、又は債務負担が重い者
- \* 制度詳細：融資上限（中小事業）4億円、（国民事業）6,000万円  
災害貸付金利（注）を適用、貸付期間20年以内、据置期間最大5年  
（注）令和6年7月1日現在、貸付期間5年（国民事業）1.45%（中小事業）1.50%

（お問い合わせ先） 中小企業庁金融課（03-3501-2876）

日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル（0120-154-505）

お近くの中小企業活性化協議会